

鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金等に係る
研究活動の不正行為への対応

鳥取県農林水産部

「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付18農会第1147号農林水産省農林水産技術会議事務局長林野庁長官水産庁長官通知）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応については、下記のとおりとする。

下記に定めのない内容については、ガイドラインに準じて対応する。

記

1 受付窓口

不正行為の告発等の受付窓口を試験場統括本部（とっとり農業戦略課研究・普及推進室）担当とする。

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220

試験場統括本部事務局（とっとり農業戦略課研究・普及推進室）

電話：0857-26-7327

ファクシミリ：0857-26-8497

受付窓口にかかわらず、農林水産部長、各試験研究機関の所管課長、農林水産総務課試験場総務室長、及び各試験研究機関の長へ、直接、不正行為の告発等ができるものとする。

2 不正行為の告発等の取り扱い、調査

不正行為の告発等があった場合、試験場統括本部事務局（とっとり農業戦略課研究・普及推進室）担当、各試験研究機関の所管課長、農林水産総務課試験場総務室長、及び各試験研究機関の長は、農林水産部長へ報告する。

農林水産部長は、各試験研究機関の所管課長、農林水産総務課試験場総務室長、及び各試験研究機関の長へ不正行為の調査を実施させる。

各試験研究機関の所管課長、農林水産総務課試験場総務室長、及び各試験研究機関の長は、調査にあたる者を人選し、調査チーム（ガイドラインでいう調査機関、調査委員会）を設置する。

3 業務改善ヘルプライン

鳥取県職員等においては、業務改善ヘルプラインによる不正行為の告発等も可能であり、この場合の対応は業務改善ヘルプライン要綱によるものとする。